

氏名(国籍)	^{くおん} 権 ^{きよん} 景 ^{えい} 愛(韓国)
学位の種類	博士(言語学)
学位記番号	博甲第2226号
学位授与年月日	平成12年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	文芸・言語研究科
学位論文題目	上代日本語における母音脱落
主査	筑波大学教授 林 史 典
副査	筑波大学教授 博士(文学) 湯 澤 質 幸
副査	筑波大学教授 文学博士 藤 原 保 明
副査	筑波大学助教授 矢 澤 真 人
副査	筑波大学助教授 大 倉 浩

論文の内容の要旨

上代日本語の語音配列には、母音接続(hiatu)を嫌うという顕著な傾向が認められ、それ(母音接続)を回避するために、接続を生じた母音の一方を脱落させたり接続する母音を融合したりして、(CV)nという配列を保持しようとしている。このような現象については、江戸時代以来さまざまな指摘や研究があるが、母音脱落の場合、そのほとんどが脱落形のみを考察の対象として、どちらの母音が失われるか、どのような条件でその母音が失われるのかといった表層的議論に終わっている。本論文は、このような点に着目し、母音の接続を生じながらいずれの母音も脱落させなかった事例(非脱落形)を考察対象に含めるとともに、文体・音数律・アクセント等の、母音脱落と密接に関連する諸要因との関係を検討することによって、この現象の本質を明らかにしようとしたもので、次のような構成を採り、

本論

- 第一章 序論
- 第二章 先行研究
- 第三章 母音脱落と文体的制約—音数律との関連
- 第四章 母音脱落の様相—借訓仮名表記との関連
- 第五章 母音脱落とアクセント—融合標示の手段としての両者の相関性
- 第六章 音節脱落—機能的側面からの考察
- 第七章 結論

資料編

- I 母音脱落の用例
- II 非母音脱落の用例
- III アクセントの出典

各章には、以下のような内容・結論が述べられている。

まず、第一章では、母音脱落の定義、本論文の目的と方法、本論文の構成と各章の概要等が要説されている。第二章は、本論文の出発点となる先行研究の概観と批判である。これまでの主要な研究を網羅的に取り上げ、そ

れらに綿密な吟味を加えた上で、①従来の研究のほとんどが脱落形のみを考察対象とした現象の整理とそれに対する表面的解釈であり、例外的事例については根拠の弱い仮説によって説明せざるをえない結果に終わっていること、②『万葉集』のような韻文資料に特有の母音脱落と、韻律性を持たない言語に現れる母音脱落とを同一視する傾向が強かったこと、③借訓仮名表記の例を不用意に母音脱落の傍証とするなど、用例の吟味に厳密性を欠く嫌いが認められること等、至極妥当な点を鋭く指摘し、そうした批判にもとづいて本論文が採ろうとする方法を提示している。

第三章は本論文における中心的議論の一部で、8世紀の韻文資料に見られる母音脱落を、韻律性を持たない同期の言語資料に認められるものと比較検討することによって、①韻文に見られる母音脱落形には、従来指摘されてきたような「連母音の回避」「形態素間の結合の度合い」という観点からだけでは説明できないものがあり、とりわけ付属語および特定の動詞（「思ふ」など）を含む形式の母音脱落には音数律の制約に左右されるものがあること、②それに対して「アライソ（荒磯）→アリソ」など、付属語を含まない語構成の場合は脱落形か非脱落形かに一定しており、韻文の中でも脱落が音数制約に左右されることがないこと、③「ニアリ→ナリ」のような〔-アリ〕型の脱落形の場合、宣命などで非脱落形「ニアリ」が用いられる傾向が強いのと対照的に、韻文においては明らかに脱落形が現れやすいが、これは、宣命などの勅命を伝える文体ではその内容にふさわしいフォーマルな形式が用いられ易く、韻文では音数制約との関連から脱落形と非脱落形の両方が用いられたことを意味していること、等を指摘し、定型詩の音数律が母音脱落をどのように制約・規定しているかを明らかにしている。

第四章では、母音脱落と、「庭多泉＝ニハタヅミ（水潦）」のような母音脱落が想定できる借訓仮名表記との関係を論じている。すなわち、母音脱落の様態を考察し、①口頭語に存在したと考えられる母音脱落形には先行語の末尾母音が失われたものが多く、②逆に、韻文中で音数律の調整に関与していると認められる脱落の場合には相対的に後接語の語頭母音が脱落する傾向があることなどを指摘した上で、借訓仮名表記に関しては、③「泉（イズミ）」で「ニハタヅミ（水潦）」の「ヅミ」を表す例のように、後部要素となる文字の訓みの頭母音が無視されるのが一般的であること、等を明らかにして、その様相は音韻現象としての母音脱落と異なるものであり、したがって、従来のように借訓仮名表記を母音脱落の傍証としたり、両者を同一の原理で説明したりすることは著しく不当であると結論づけている。

第五章では、音数律の制約を受けることがない複合語の接合面に発生した母音脱落に関して、融合標示手段としてのアクセントとの相関性を考察している。まず、接合部分のアクセントについて、①先行語の末尾音節と後接語の頭母音音節の高さが等しい場合に母音脱落が起こりやすく、異なる場合は脱落が起こりにくいが、これは、複合語自体のアクセントに高低配列の変化が生じない場合に母音が脱落しやすかったことを意味するものであること、②脱落形のほとんどは、アクセントの面でもその複合語がひとまとまりであることを示しており、複合によって高音部が二箇所に分かれる可能性がある場合は脱落が生じにくかったこと、等を明らかにし、それを通じて、③母音が脱落しても元のアクセントは保存され、両形態素は分離可能な状態にあったこと、④母音脱落による両形態素の融合標示は、アクセントの上でもひとまとまりと認識できるような場合に実現されやすかったこと、を実証している。

第六章は、母音脱落と密接な関係を有する音節脱落についての論である。8世紀の文献で表記上音節が脱落しているように見える例を詳細に検討し、原形の該当部分が同音音節または清濁関係にある音節の連続であると考えられる場合、および形態素自体の内部で脱落が生じていると見なされる場合は、促音・撥音などの無表記ではなく、音節自体の脱落である可能性が高いことを指摘するとともに、音節脱落に見られる傾向を母音脱落のそれと比較し、①音節脱落の場合も、本来の語形（非脱落形）のアクセントを保存している点で母音脱落と共通していること、②形態素の境界に発生した音節脱落、就中、該当部分が同音音節または清濁関係にある音節の連続であると考えられる場合は脱落形しか現れない傾向があり、母音脱落と同様、音節脱落も一語化を標示する機能を果たしていたと考えられること、③形態素自体の内部で発生した音節脱落には、脱落形と非脱落形との共存があ

るが、これについては、母音脱落と同様、韻文中で音数律の調整機能を果たすことがあるという共通性を持つ反面、意味の特殊化を標示する機能、文体的ないし待遇表現上の価値の差異を標示する機能等、母音脱落とは異なるタイプの機能を果たしていると思われる場合があること、等を論じている。

第七章は、第三章から第六章にわたって論じられた内容の総括であって、各章の結論を総合し、上代日本語における母音脱落および音節脱落の現象を言語運用論および機能主義的観点から解釈している。

審 査 の 結 果 の 要 旨

上代日本語の語音配列は、日本語音韻史における主要なテーマの一つであり、母音接続を避けるための母音脱落に関しても先行研究が多い。しかし、過去の関心は、いかなる音声的ないし音韻的条件でどちらの母音が脱落するかという所にあり、脱落を生じる原因についても「連母音の回避」とか「形態素間の結合度」といった観点から説明されるに過ぎなかった。本論文は、そうした反省に立って非脱落形を考察の対象に含めるとともに、文体・音数律・アクセント等の諸要因との関係をも検討することによって大幅に定説を改め、また少なからぬ新たな知見を加えており、その意義はたいへん大きい。具体的には、次のような点が特記される。

- (1) 第一に、これまでその差異を厳格にしてこなかった韻文資料特有の母音脱落と、韻律性を持たない資料に現れる母音脱落とを明確に区別し、母音脱落には、付属語あるいは特定の動詞を含む形式のように音数律の制約に左右されるものがあることを明らかにしたこと。さらにその上で、「ニアリ」と「ナリ」の現れ方などに説得力のある解釈を加えたこと。
- (2) 音数律の影響が大きい場合は別にして、母音脱落もまた複合を標示する手段の一つであり、したがって語形保存の原理が働くこと、すなわち、複合語の成分のアクセントを破壊したり、一語としてのアクセントを壊す危険性が大きい場合には、母音脱落もまた発生しにくいことを明らかにしたこと。
- (3) これまで母音脱落の傍証として用いられることがあった借訓仮名表記では、後部要素となる文字の訓みの頭母音が無視されるのが一般的で、その様相が音韻現象としての母音脱落と異なること、したがって、それを母音脱落の傍証としたり、両者を同一の原理で説明したりすることは不当であることを明らかにしたこと。
- (4) 音節脱落の場合も、非脱落形のアクセントを保存する点で一語化を標示する機能を果たしていたと考えられ、また、韻文中で音数律の調整機能を果たす場合があるなど、母音脱落との共通点が認められるが、反面、意味の特殊化や、文体ないし待遇表現上の価値の差異を標示する機能を有するなど、音節脱落には母音脱落とは異なる面が存在することを明らかにしたこと。

本論文が高い達成度を有していることは、既発表論文に対する学界の評価からも明らかであるが、将来の課題もまた少なしとしない。例えば、母音脱落現象といわゆる字余りの条件との関係をどのように解するかは重要な問題の一つである。これと関連して、非脱落形定数超過句のような license (破格) をどう解するかもまた無視できない問題であろう。歴史的には、自ら述べるように母音脱落現象の衰退についての考究も是非必要である。順序づけられた要因ないし規則によって、上代の母音脱落および音節脱落とその歴史的変化を総合的に解釈することが最終的課題になろう。

よって、著者は博士(言語学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。